

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

件名	足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱の制定について
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画内の民間公益施設のバリアフリー化を促進するため、「足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱」を制定したので報告する(別紙参照 P15～18)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 制定の目的 <p>バリアフリー地区別計画を策定した地区の、公共公益施設の建築物特定事業について、民間事業者等に補助金を交付することによって、安全かつ円滑に移動ができる施設(視覚障がい者誘導用ブロック、スロープ、エレベーター等)の整備促進を図るため。</p> </li> <li>2 補助対象 <p>バリアフリー地区別計画を策定した地区の建築物特定事業に記載された、視覚障がい者誘導用ブロック、スロープ、エレベーター等の高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動システム、および、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(トイレ、広場等)等。</p> </li> <li>3 補助金の額 <p>補助対象経費の額に3分の2(国費3分の1、区費3分の1)を乗じて得た額、かつ、当該年度の予算の範囲内。</p> </li> <li>4 要綱施行日 <p>令和3年4月1日</p> </li> <li>5 令和3年度予算額 <p>360万円</p> </li> <li>6 令和3年度補助対象施設(予定) <p>東京女子医科大学附属足立医療センター視覚障がい者誘導用ブロック</p> </li> </ol>
問題点 今後の方針	今後策定するバリアフリー地区別計画において、公共公益施設を設置する民間事業者に、補助金を周知し、安全かつ円滑に移動ができる施設の整備促進を図る。

足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金交付要綱

2 足都都発第3242号

令和3年3月31日

区 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、足立区において策定する法第25条に定める移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（同条第10項の規定により準用する法第24条の2第7項の規定により所管行政庁に送付されたものに限る）に定める地域において、事業者等が建築する建築物特定施設について、移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを促進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき、区内における前条の地域において、事業者等が行う同要綱附属第Ⅱ編第1章イー16－（6）5交付対象事業の二のロに掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（工事請負費、委託料その他区長が適当と認めるものに限る。）とする。

2 補助対象経費の額について、仕入税額控除（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該仕入税額控除は、控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲で区長が定める額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象となる移動システム等の整備等に着手する前に、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）補助金交付申請書（別記様式第1号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画（報告）書（別記様式第2号）

(2) 足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）収支予算（決算）書（別記様式第3号）

(3) 補助対象事業の実施に要する経費に係る見積書の写し

(4) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

(5) 補助対象事業に係る建築物（以下「補助対象建築物」という。）及び外溝工事等の付近の見取図

(6) 補助対象建築物の配置図（縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置が分かるもの）及び平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法が分かるもの）

(7) 法及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）に基づいて整備を行う部分の詳細図

(8) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請の時ににおいて補助対象事業に係る仕入税額控除の額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入税額控除の額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入税額控除の額を含む額」という。）の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入税額控除の額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付を行わないことと決定したときは足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）補助金交付申請却下通知書（別記様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 区長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入税額控除の額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。

(補助対象事業の着手)

第9条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助対象事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに、足立区バリアフリー環境整備

促進事業（移動システム等整備）着手届出書（別記様式第6号）を区長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。  
（軽微な変更）

第10条 補助対象事業に係る規則第10条に規定する区長の定める軽易な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助対象事業の完了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。  
（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（補助対象事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）実績報告書（別記様式第7号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画（報告）書（別記様式第2号）
- (2) 足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る請負契約書の写し（当該契約に変更があった場合に限る。）
- (4) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
- (5) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 補助対象者は、第8条第3項の規定による補助金の交付の決定を受けた場合は、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助対象事業に係る仕入税額控除の額（第14条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付の決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。

4 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助対象事業が完了しなかったときは、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）収支予算書進捗状況報告書（別記様式第8号）に同日までの補助対象事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該年度の翌年度の4月30日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、第8条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、第11条第1項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。



2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書を区長に提出しなければならない。

（補助対象事業に係る仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除の額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、足立区バリアフリー環境整備促進事業（移動システム等整備費）事業仕入税額控除確定報告書（別記様式第9号）により、その旨を区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があったときは、規則第18条第2項の規定より、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

<p>件名</p>	<p>興野周辺地区まちづくり協議会（第11回）の開催結果について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>市街地整備室まちづくり課 みどりと公園推進室みどり推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>興野周辺地区まちづくり協議会（第11回）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和3年3月30日（火） 午後7時～午後8時30分</p> <p>2 場 所 西新井小学校 3階 ランチルーム</p> <p>3 参加者 地元町会自治会等 12人</p> <p>4 協議会区域</p>  <p>5 内 容 （1）興野周辺地区まちづくり計画（変更案）意見募集結果について （別紙1参照 P21～24）</p>

(2) 公社興野町住宅新設公園の整備について  
(別紙2参照 P25)

6 主な質疑

Q1：地区まちづくり計画（変更案）に全員賛成というのは難しいと思うが、どう折り合いをつけるのか。

A1：たくさんの方にご了解をいただき、街全体でプラスになると考えられるのであれば、進めていきたい。

Q2：子どもが安心して使用できるトイレにしてほしい。

また、トイレの統廃合については、町会の集まり等に来て、意見を聞いてほしい。

A2：令和5年度までに、誰もが安心して使える「だれでもトイレ」を整備する。トイレの統廃合については、新設トイレ完成後、地域と協議したうえで決定していく。

6 今後の予定

年 月	内 容
令和3年4月	まちづくり協議会道路部会の発足および開催

問題点  
今後の方針

引き続き地区全体の地区整備計画策定に向け、周辺住民の意見を聞き丁寧に進めていく。

## 回答意見集計結果のご報告



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地区まちづくり計画(変更案)の住民説明会が開催できず代替対応として、書面配布による意見募集となりました。

この度、回答意見の集計結果がまとまりましたのでご報告いたします。

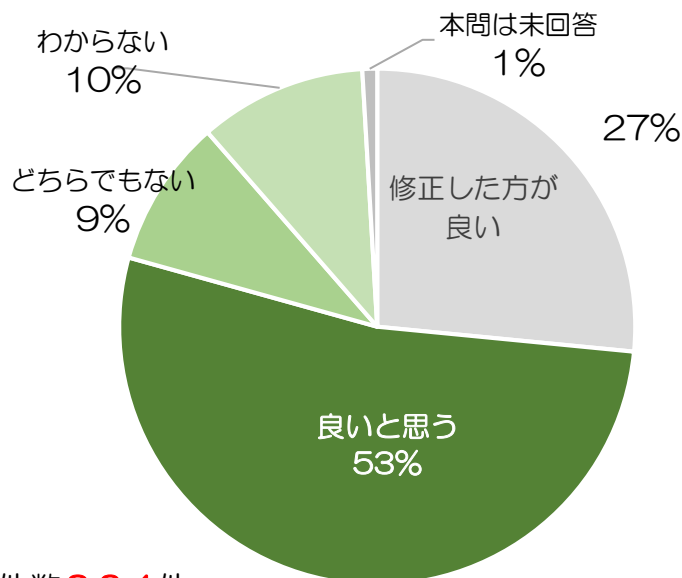
### ▼資料配布の概要▼

- 配布対象者：地区内にお住まいの方  
地区内に土地や建物を所有している方
- 配布時期：令和3年2月10日～12日
- 配布数：4,272通
- 回答数：324通
- 回答率：7.6%

## 回答意見集計結果

『興野周辺地区 地区まちづくり計画(変更案)』について

**【問3】** 全体の内容について、**あなたの考えに最も近いもの1つに、○をつけてください。**



回答件数 **324**件

- |               |            |         |
|---------------|------------|---------|
| 1 修正した方がよいと思う | 86件 (27%)  | → 問4~7へ |
| 2 良いと思う       | 171件 (53%) |         |
| 3 どちらでもない     | 30件 (9%)   |         |
| 4 わからない       | 34件 (10%)  |         |
| 5 本問は未回答      | 3件 (1%)    |         |

※ パーセンテージは回答件数(324通)に対するものとする。

## ここからは修正して欲しい意見の内容を掲載します

【問4】 「◆ 土地利用の計画」の具体的な取り組み施策としておこなう「まちづくりのルール（案）」について、**あなたが思う意見**を選択してください（当てはまる意見の番号に○を付けてください）。

回答件数 **83**件／86件（該当者中3名に選択記入無）

a 具体的な取り組み施策としておこなう  
「まちづくりのルール（案）」に  
すべて賛成

**43件（51.8%）**

b 具体的な取り組み施策としておこなう  
「まちづくりのルール（案）」に  
反対項目がある

**40件（48.2%）**

【問4 -2】 問4でbと回答した方にお伺いします。賛成・反対される「まちづくりのルール（案）」はなんですか。表内の**賛成 反対**に○を付けてください。併せて、反対する理由の回答もお願いします。

回答件数 **40**件の内訳

まちづくりのルール（案）		住宅地区	補138号線 沿道地区	補253号線 沿道地区	商業沿道 地区
敷地面積の最低限度 (83㎡未満に敷地を区切れなくなります)	賛成	9件	7件	7件	8件
	反対	23件	18件	16件	16件
②建築物等の形態意匠の制限 (建物の色合いを落ちついたものにします)	賛成	14件	8件	7件	14件
	反対	17件	17件	17件	14件
垣・さくの構造の制限 (高いブロック塀を作れなくします)	賛成	18件	17件	16件	11件
	反対	14件	9件	9件	14件
④建築物等の用途の制限（※） (風俗営業などを禁止します)	賛成		20件	17件	
	反対		7件	8件	
⑤建築物等の高さの制限 (高さを抑えて街並みを整えます)	賛成		16件	15件	
	反対		11件	11件	

回答件数 20件以上

10~19件

0~9件

修正して欲しい理由の主な意見

- 敷地面積の最低限度を83㎡に制限されると大抵の人が建築できなくなるのではないかと？
- 建築物等の形態意匠の制限の色合い等については、人によって感じ方が違うのではないかと？
- 垣・さくの構造の制限では、道路側の塀が低くなると外から丸見えで防犯上の問題がある。

**問5 「◆ 道路ネットワークの計画」**の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、**修正して欲しいと思う項目**を選択してください（当てはまる番号に○を付けてください）。

回答件数 **90**件／86件（該当者以外4名に選択記入あり）

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| a 都市計画道路補助第138号線の早期整備          | 32件（35.6%） |
| b 幅員6mの地区内ネットワーク道路の整備（主要生活道路等） | 23件（25.6%） |
| c 幅員4m以上への拡幅誘導                 | 13件（14.4%） |
| d 修正して欲しい項目はない                 | 22件（24.4%） |

修正して欲しい理由の主な意見

- ・ 広い道路はその分地域を分断する危険性があるため、行き来のしやすさを考えてもらいたい。
- ・ 車の通行量が多くなり危険、一方通行などの処置を行えば、道路拡張は不要。
- ・ 道路を広げるため土地を取られたら、家を壊さなければならなくなる。
- ・ 塀の補助助成をセットにして道路拡張してほしい。
- ・ 区の予算を使って急いでつくる必要はない。
- ・ 補138号線の整備は、早期に行うことなく区民と十分な協議を行い、同意を得てから実施すること。
- ・ コロナ禍の中で説明会が開かれず、住民の声を聞くのが不十分となる。早期にやることはない。

**問6 「◆ みどりの維持・保全の計画」**の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、**修正して欲しいと思う項目**を選択してください（当てはまる番号に○を付けてください）。

回答件数 **81**件／86件（該当者中5名に選択記入無）

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| a 公社興野町住宅創出用地内の新設公園整備       | 22件（27.2%） |
| b 都営西新井本町四丁目アパート用地内の新設公園整備  | 20件（24.7%） |
| c 第二次あだち都市農業振興プランの策定による農地保全 | 10件（12.3%） |
| d 修正して欲しい項目はない              | 29件（35.8%） |

修正して欲しい理由の主な意見

- ・ 公園を設置するだけではなく、日常と季節ごとの区の管理清掃等運営を厳格にお願いしたい。
- ・ 住民の声を聞いて、使いやすい公園を作ってほしい。
- ・ 農地保全とありますが、具体的にどうするのか、よくわからない。
- ・ 地区の南側に公園、緑を増やしてほしい。

**問7 「◆ 防災まちづくりの計画」**の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、**修正して欲しいと思う項目**を選択してください（当てはまる番号に○を付けてください）。

回答件数 **68**件／86件（該当者中18名に選択記入無）

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| a 不燃化特区の助成区域および新防火地域の拡大 | 32件（47.1%） |
| b 修正して欲しい項目はない          | 36件（52.9%） |

修正して欲しい理由の主な意見

- ・ 地区の一部が不燃化特区の助成区域になる理由がわからない。



## 問8 その他、興野周辺地区のまちづくりについて、ご意見・ご感想をご自由にお書きください。

### その他の主な意見

- ・ 興野は畑が宅地化し、農道が生活道になってしまった。この機会に興野周辺地区で防災に対応できるまちづくりを進めてもらいたい。
- ・ 都市計画道路補助第138号線と第253号線の早期実現を強く望む。
- ・ 道幅が狭く非常にわかりづらい道路が多いので、災害時の不安が大きい。
- ・ 直下型大地震に備えて「防災まちづくり計画」は、早急な対策が必要と思う。
- ・ 火災・地震についての主な内容だが、水害対策は何かあるのか。
- ・ 犯罪抑止にも合わせて力をいれて欲しいと思う。
- ・ 各種補償を必要に応じて十分に行ってほしい。
- ・ 今回の意見書の集約のみで計画の決定を強行することはしないでほしい。区民と十分な協議を行い同意を得てから実施すること。

## 全体考察

- ・ 全体的に賛同する意見が過半数を超える結果になったが、コロナ過で説明会が行えなかった影響で地区まちづくり計画（変更案）の趣旨が、伝わっていない回答があった。
- ・ 防災に対する対策を要望する意見が多い。
- ・ 他の計画に比べ、道路ネットワーク計画における、道路整備に関する修正意見が回答された。
- ・ まちづくりに対する各種助成等の充実が望まれている。

## 今後の方針

- ・ 補138号線予定地や拡幅する6m道路に接道している住民には、別途、詳細を説明する機会を設けるなど、丁寧な対応に努める。
- ・ 早急の地区まちづくり計画の決定は行わず、良く意見をききながら手続きを進めていく。

## 今後の予定

令和3年度

令和4年度

### 地区まちづくり計画の変更

地区まちづくり計画  
の検討

地区まちづくり計画  
の決定

### 地区計画の変更（地区全体の整備計画の策定）

地区計画原案説明会  
縦覧・意見書受付

地区計画案の縦覧  
意見書受付

都市計画審議会  
で審議

地区計画の決定

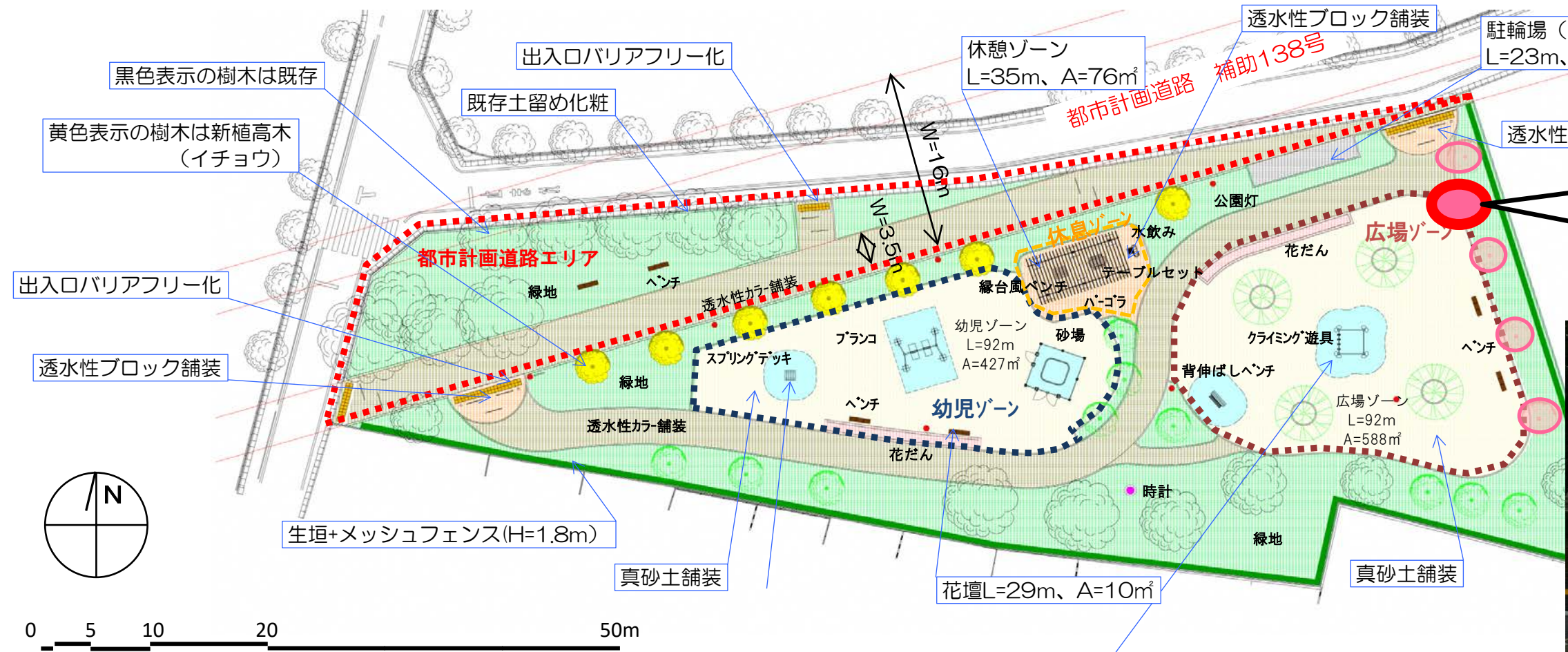
まちづくりの推進

# 興野町住宅の建替えに伴う新設区立公園に トイレを設置します。

地域の皆様からの要望及び近隣に車椅子の方が利用できるトイレ（だれでもトイレ）がないことから新設公園にだれでもトイレを設置します。詳細は下スケジュールをご覧ください。

公園名：(仮称)興野町公園  
広さ：約3,200㎡（都市計画道路ができると約2,500㎡）

- <整備方針>
- 子どもたちの「あそび」と「チャレンジ」の場を創出
  - 自然環境の保全による「みどりのうるおい」の空間を創出
  - 「いこい」と「コミュニケーション」の場を創出
- <整備内容>
- 「幼児、広場ゾーン」の整備による「にぎわい」空間の創出
  - 「休憩ゾーン」、「都市計画道路エリア」の樹木保全による「やすらぎ」空間の創出
  - 将来の道路形態がイメージしやすい3.5mの歩行者通路を整備



**トイレ設置予定箇所**  
**令和5年冬頃完成予定**



参考(檜ノ木公園)

## スケジュール

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
興野町住宅 新設公園		R3年4月工事(公社)	R4年10月 開園		
	R3年3月30日 まちづくり協議会	実施設計(新設公園トイレ設置)区		トイレ設置工事(区)	トイレ開設

[担当] 〒120-8510  
足立区 みどり推進課 計画係 金澤・下村  
住所: 足立区中央本町一丁目17番1号 北館3階  
電話: 03(3880)5423  
FAX: 03(3880)5620  
メール: midori@city.adachi.tokyo.jp

東京都住宅供給公社  
住宅計画部 建設推進課 土木係 池田・松原  
電話: 03(3409)2261

**公園名を募集しています!!**  
※(仮称)興野町公園の公園名を募集しています。皆様のご意見をお聞かせください。



# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

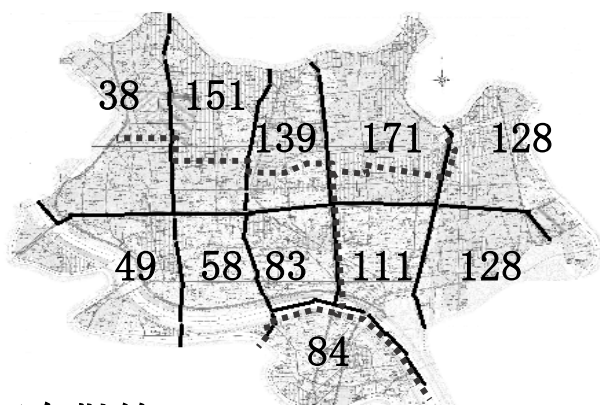
件名	西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第52回）の開催結果について						
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 地域のちから推進部地域調整課 住区推進課 施設営繕部西部地区建設課 都市建設部駐輪場対策担当課						
内容	<p>西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第52回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和3年3月26日（金） 午後6時～午後6時45分</p> <p>2 開催場所 西新井小学校 3階 ランチルーム</p> <p>3 参加者 地元町会自治会等 5人（欠席者には資料郵送）</p> <p>4 内容                  ア 西新井区民事務所及び住区センター合築施設整備について                  イ 西新井大師西駅西側の定期利用駐輪場の設置について</p> <p>5 主な意見等                  Q1：旧区民事務所の解体が、遅れているとのことだが、合築施設の完成も遅れるのか？                  A1：令和5年4月運用開始の予定が、令和5年12月になる予定である。                  Q2：2階の会議室と住区センターとで、管理の仕分けはないのか？                  A2：両方とも住区の管理運営委員会が管理することになるので仕分けはない。</p> <p>6 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年7月</td> <td>西新井大師西駅西側の定期利用駐輪場の開始</td> </tr> <tr> <td>令和3年度中</td> <td>西新井合築施設の改築工事着手</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和3年7月	西新井大師西駅西側の定期利用駐輪場の開始	令和3年度中	西新井合築施設の改築工事着手
年 月	内 容						
令和3年7月	西新井大師西駅西側の定期利用駐輪場の開始						
令和3年度中	西新井合築施設の改築工事着手						
問題点 今後の方針	今後も事業の進捗状況に併せ協議会等を通じて情報を発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。						

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

件名	防犯まちづくりの取組み状況について																
所管部課名	市街地整備室まちづくり課																
内容	<p>防犯まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 防犯まちづくり推進地区について</p> <p>(1) 制度の概要 町会・自治会が、まちの将来像、地域で行う防犯活動を検討し、憲章として整理、実施することで、犯罪の起こりにくいまちを目指す。</p> <p>(2) 令和2年度の取組み 既認定全18地区のうち、認定から5年を経過する以下5地区について、すべての地区から更新の意向があったため、各地区にヒアリングを実施し、3月の認定委員会を経て、すべて更新認定された。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-right: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">地区名</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>鷺宿町会</td> <td>④</td> <td>東和二丁目自治会</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>蒲原自治会</td> <td>⑤</td> <td>綾瀬五・六丁目自治会</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>隅田自治会</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 今後の取組み 令和3年度についても、認定後5年を迎える更新地区の意向確認や、更新認定と並行して、刑法犯認知件数の多い地区などで新規認定に向けた取組みを予定している。</p> <p>2 ながら見守りについて</p> <p>(1) 制度の概要 個人・団体が日常活動をしながら子どもや地域の安全を見守ることで、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 令和2年度の取組み（令和2年度活動開始）</p> <p>ア 登録者数 1,158名（令和3年4月1日現在）</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 個人登録者 905名</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 団体登録者 253名</p> <p>イ 団体登録者</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 企業等 (第一生命保険(株)、(株)悠斗、個別指導塾わせスタ)</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 町会 (東和二丁目自治会、長門南部町会)</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 商店街 (六町駅前商店会レスク)</p> <p style="margin-left: 20px;">(エ) 学校PTA (西新井第二小、栗原北小、伊興小)</p> <p style="margin-left: 20px;">(オ) 福祉施設 (綾瀬福祉園、神明障がい福祉施設)</p>		地区名		地区名	①	鷺宿町会	④	東和二丁目自治会	②	蒲原自治会	⑤	綾瀬五・六丁目自治会	③	隅田自治会	—	—
	地区名		地区名														
①	鷺宿町会	④	東和二丁目自治会														
②	蒲原自治会	⑤	綾瀬五・六丁目自治会														
③	隅田自治会	—	—														

ウ 登録者の分布



警察署管内

- ①綾瀬警察署管内  
(420名)
- ②千住警察署管内  
(84名)
- ③竹の塚警察署管内  
(323名)
- ④西新井警察署管内  
(313名)

区在勤等 18

エ まちの情報提供 (令和3年4月1日現在)

見守り活動中に不法投棄や道路、ガードレールの破損を発見した場合に情報提供を求めている。

- (ア) 不法投棄 6件
- (イ) 道路施設・交通施設 4件
- (ウ) 要望、苦情 2件
- (エ) その他 4件

(3) 今後の取組み

- ア 登録者メールマガジン、防犯情報メールの発信
- イ 広報誌等での活動事例紹介
- ウ 小学校、新小学1年生向けの活動周知
- エ 小学校PTA、区内企業向けの活動周知、団体登録案内
- オ 狂犬病予防注射会場での活動周知
- カ ながら見守り講座 (団体講習会、防犯ポイント講座)

問題点  
今後の方針

今後も区内警察4署、関係所管と連携し、地域の見守る目を増やしていく。

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

件名	舎人地域の公園名の変更について																								
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課 パークイノベーション担当課 公園管理課																								
内 容	<p>舎人地域の5か所の公園については、これまで区画整理の番号で呼ばれていたが、パークイノベーション推進計画による公園整備が令和2年度までに終了した。各公園の特色を生かした名称とするため、地元町会や小学校等にアンケートを行い、以下のとおり公園名を変更する（別紙1参照 P31）。</p> <p>1 公園名称 アンケート結果について地元町会と相談のうえ、得票数が最も多かった公園名へ変更する（別紙2、3参照 P32～33）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号 ※</th> <th style="text-align: center;">現公園名 (所在地)</th> <th style="text-align: center;">新公園名</th> <th style="text-align: center;">改修年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>舎人三号公園 (入谷 7-12-28)</td> <td>入谷七丁目公園</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>舎人四号公園 (入谷 9-9-15)</td> <td><small>いりやすなはら</small> 入谷 砂原 めいろ公園</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>舎人七号公園 (入谷 2-8-1)</td> <td><small>いりやつるまき</small> 入谷 鶴巻 ゆうぐ公園</td> <td style="text-align: center;">令和元年度～2年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>舎人十号公園 (入谷 1-18-1)</td> <td><small>いりやまちや</small> 入谷 町屋 公園</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>舎人十二号公園 (入谷 5-12-1)</td> <td><small>いりやなかごうみなみきょうりゅう</small> 入谷 中郷 南 恐竜 公園</td> <td style="text-align: center;">令和元年度～2年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 別紙1の案内図の番号</p> <p>2 公園名称に関するアンケート（別紙4参照 P34）            (1) 実施期間                令和2年9月30日（水）～11月8日（日）            (2) 配布場所、回答数、配布数                アンケートは地元町会のほか、日常的に公園を利用している2か所の小学校で実施した。</p>	番号 ※	現公園名 (所在地)	新公園名	改修年度	1	舎人三号公園 (入谷 7-12-28)	入谷七丁目公園	平成 29 年度	2	舎人四号公園 (入谷 9-9-15)	<small>いりやすなはら</small> 入谷 砂原 めいろ公園	平成 29 年度	3	舎人七号公園 (入谷 2-8-1)	<small>いりやつるまき</small> 入谷 鶴巻 ゆうぐ公園	令和元年度～2年度	4	舎人十号公園 (入谷 1-18-1)	<small>いりやまちや</small> 入谷 町屋 公園	平成 29 年度	5	舎人十二号公園 (入谷 5-12-1)	<small>いりやなかごうみなみきょうりゅう</small> 入谷 中郷 南 恐竜 公園	令和元年度～2年度
番号 ※	現公園名 (所在地)	新公園名	改修年度																						
1	舎人三号公園 (入谷 7-12-28)	入谷七丁目公園	平成 29 年度																						
2	舎人四号公園 (入谷 9-9-15)	<small>いりやすなはら</small> 入谷 砂原 めいろ公園	平成 29 年度																						
3	舎人七号公園 (入谷 2-8-1)	<small>いりやつるまき</small> 入谷 鶴巻 ゆうぐ公園	令和元年度～2年度																						
4	舎人十号公園 (入谷 1-18-1)	<small>いりやまちや</small> 入谷 町屋 公園	平成 29 年度																						
5	舎人十二号公園 (入谷 5-12-1)	<small>いりやなかごうみなみきょうりゅう</small> 入谷 中郷 南 恐竜 公園	令和元年度～2年度																						

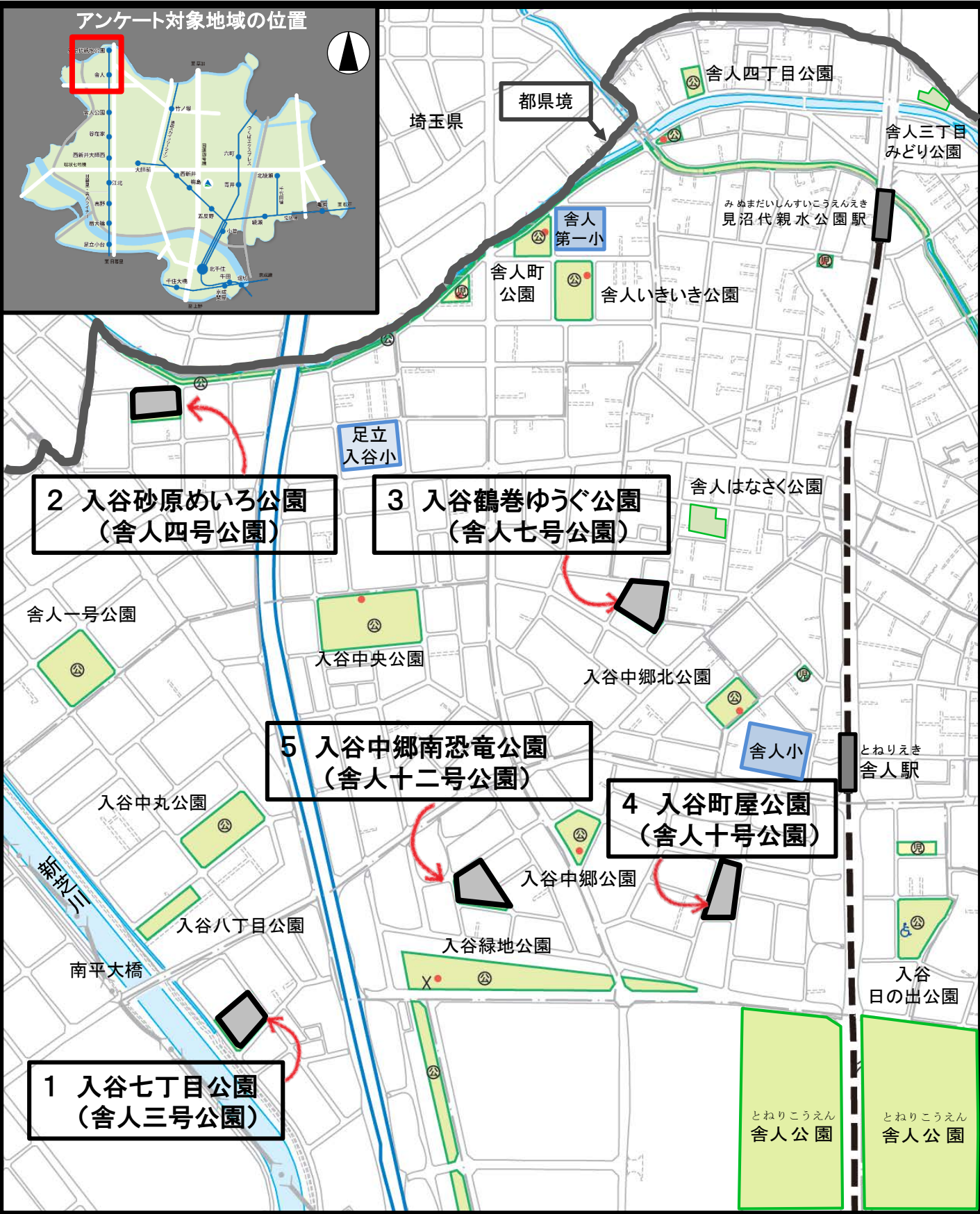
配布場所		回答数（枚）	配布数（枚）
町会等	入谷町会	234	1,505
	入谷住区センター	25	
	公園利用者	9	
小学校	舎人小学校	120	
	足立入谷小学校	39	
合計		427	

- 3 公園名称の変更日  
令和3年3月29日（月）

問題点  
今後の方針

舎人地域以外の区画整理時の番号で呼ばれている公園については、今後、改修工事をきっかけに、地域に親しまれる公園名に変更していく。

# 舎人地域の番号公園（5か所）の案内図





# 舎人番号公園の公園名称に関するアンケートの結果

## 1 概要

期間	令和2年9月30日～11月8日			回答数427	
対象	町会等			小学校	
	町会	住区センター	公園利用者	舎人小	足立入谷小
回答数	234	25	9	120	39

## 2 新公園名(案)

番号	現公園名	新公園名(案)	備考
1	舎人三号公園	入谷七丁目公園	町会案
2	舎人四号公園	入谷砂原めいろ公園	町会案+愛称
3	舎人七号公園	入谷鶴巻ゆうぐ公園	町会案+愛称
4	舎人十号公園	入谷町屋公園	町会案
5	舎人十二号公園	入谷中郷南恐竜公園	町会案+愛称

## 3 集計結果

### (1) 舎人三号公園(回答数349)

テーマ:鳥や蝶が集まる公園

順位	候補名 (得票数・支持率)	町会等		小学校	
		順位	(得票数)	順位	(得票数)
1位	入谷七丁目公園 (167票・47%)	1位	(120票)	2位	(47票)
2位	入谷七丁目南平大橋公園 (136票・38%)	2位	(67票)	1位	(69票)
3位	入谷七丁目バスケット公園 (21票・6%)	3位	(6票)	3位	(15票)

### (2) 舎人四号公園(回答数355)

テーマ:ふしぎの国の迷路のある公園

順位	候補名 (得票数・支持率)	町会等		小学校	
		順位	(得票数)	順位	(得票数)
1位	入谷砂原めいろ公園 (190票・53%)	2位	(96票)	1位	(94票)
2位	入谷砂原公園 (133票・37%)	1位	(108票)	2位	(25票)
3位	入谷砂原ふしぎの国公園 (6票・1%)	3位	(1票)	3位	(5票)

### (3) 舎人七号公園(回答数376)

テーマ:遊具いっぱい公園

順位	候補名 (得票数・支持率)	町会等		小学校	
		順位	(得票数)	順位	(得票数)
1位	入谷鶴巻ゆうぐ公園 (157票・41%)	2位	(90票)	1位	(67票)
2位	入谷鶴巻公園 (152票・40%)	1位	(117票)	2位	(35票)
3位	入谷鶴巻はらっぱ公園 (26票・6%)	-	(0票)	3位	(26票)

### (4) 舎人十号公園(回答数381)

テーマ:昭和のあきち公園

順位	候補名 (得票数・支持率)	町会等		小学校	
		順位	(得票数)	順位	(得票数)
1位	入谷町屋公園 (133票・34%)	1位	(102票)	3位	(31票)
2位	入谷町屋まっぼっくり公園 (117票・30%)	2位	(77票)	2位	(40票)
3位	入谷町屋どかん公園 (111票・29%)	3位	(39票)	1位	(72票)

### (5) 舎人十二号公園(回答数354)

テーマ:恐竜公園

順位	候補名 (得票数・支持率)	町会等		小学校	
		順位	(得票数)	順位	(得票数)
1位	入谷中郷南恐竜公園 (186票・52%)	2位	(68票)	1位	(118票)
2位	入谷中郷南公園 (120票・33%)	1位	(99票)	2位	(21票)
3位	入谷中郷南きょうりゅう公園 (6票・1%)	3位	(6票)	-	(0票)

入谷地域の5つの公園は、地域のみなさまのご意見を伺い、  
区画整理当時の番号名称から、地域ゆかりの公園名に生まれ変わりました。

# 入谷地域の / 公園の名前が 新しく なりました



案内図 公園名称を変更する公園

## 入谷七丁目公園

旧：舎人三号公園

1 バasketボール  
ゴール  
が目印



## 入谷砂原めいろ公園

旧：舎人四号公園

2 植木でできた  
ふしぎの国の迷路



## 入谷鶴巻ゆうぐ公園

旧：舎人七号公園

3 遊具がいっぱい



## 入谷町屋公園

旧：舎人十号公園

4 草地広場の  
土管が目印



## 入谷中郷南恐竜公園

旧：舎人十二号公園

5 恐竜モチーフの  
ジャングルジム





# 地域の歴史に名を刻む/ 公園の名前アンケート

## アンケートご協力をお願い

今年度、公園の名前が番号となっている下図の5か所の公園改修が終わりました。みなさんからのアンケートで、未来につながる新しい名前に変更したいと考えております。ご協力をお願いいたします。



## 記入方法

- 回答は、良いと思う公園名に○をひとつ、つけてください。
- 「ほかの案」を選ばれた場合は、公園名の案と理由を記入してください。

「砂原(すなはら)、鶴巻(つるまき)」など⇒地域の歴史のある地名です。

【例】入谷砂原 + ( めいろ )公園

「ほかの案」を選んだ場合、歴史ある名称のあとの ( )の部分に、公園の特色を表すネーミングを記入してください。



## 提出先

- 次のいずれかの方法でご提出ください。
- とりまとめの方に提出
  - 入谷住区センター内の回収箱に投函
  - 下記お問い合わせ先まで郵送かご持参

## お問い合わせ先

足立区パークイノベーション担当課 菊池・薄井  
TEL : 3880-5442 FAX : 3880-5620  
メール : midori@city.adachi.tokyo.jp

郵送の場合、切り取って宛先に貼ってください⇒郵送料は申し訳ありませんがご負担ください。

## 提出期限

- ①はとりまとめの方が設定した期日まで。  
②③の提出期限は、  
令和2年 **11月8日受付分まで** (消印有効)とさせていただきます。

〒120-8510  
足立区中央本町1-17-1  
足立区パークイノベーション担当課 あて

## 1 ふしぎの国の迷路がある/ 舎人四号公園



案	理由	ひとつに○
入谷砂原公園	地域の歴史ある地名を生かして	
入谷砂原 めいろ 公園	「ふしぎの国の迷路」の植込みがあるから	
ほかの案	入谷砂原 ( すなはら ) 公園	
理由		

## 2 たのしい遊具がいっぱい/ 舎人七号公園



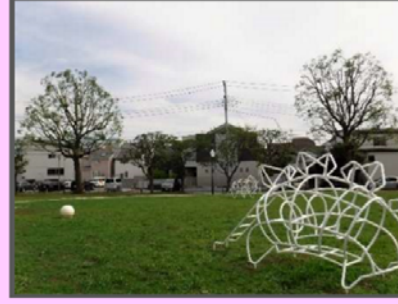
案	理由	ひとつに○
入谷鶴巻公園	地域の歴史ある地名を生かして	
入谷鶴巻 ゆうぐ 公園	いろいろな種類の遊具があるから	
ほかの案	入谷鶴巻 ( つるまき ) 公園	
理由		

## 3 バasketゴールとチョコのガーデン/ 舎人三号公園



案	理由	ひとつに○
入谷七丁目公園	地域の歴史ある地名を生かして	
入谷七丁目南平大橋公園	南平大橋が近くにあるから	
ほかの案	入谷七丁目 ( ) 公園	
理由		

## 4 のぼってたのしい恐竜公園/ 舎人十二号公園



案	理由	ひとつに○
入谷中郷南公園	地域の歴史ある地名を生かして	
入谷中郷南 恐竜 公園	恐竜の遊具があるから	
ほかの案	入谷中郷南 ( なかごうみなみ ) 公園	
理由		

## 5 土管のある昭和のあきち公園/ 舎人十号公園



案	理由	ひとつに○
入谷町屋公園	地域の歴史ある地名を生かして	
入谷町屋 まつぼっくり 公園	まつぼっくりのなる木が多くあるから	
ほかの案	入谷町屋 ( まちや ) 公園	
理由		

ご協力ありがとうございました。

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

件名	足立区耐震改修促進計画の改定に関するパブリックコメント実施について										
所管部課名	建築室建築安全課										
内容	<p>足立区耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）の改定に関するパブリックコメントを実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>（1）募集期間 令和3年5月7日（金）～6月7日（月）</p> <p>（2）周知方法及び閲覧配布</p> <p>ア あだち広報4月25日号及び区ホームページ、SNSによる周知 イ 建築安全課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 促進計画（案）【概要版】 別紙参照 P36～46</p> <p>3 計画期間 令和3年度～令和7年度</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年5月</td> <td>促進計画（案）【概要版】を公表 パブリックコメントの募集（32日間）</td> </tr> <tr> <td>令和3年7月</td> <td>上記意見に対する考え方を建設委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月～10月</td> <td>印刷・製本</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月</td> <td>促進計画の公表</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和3年5月	促進計画（案）【概要版】を公表 パブリックコメントの募集（32日間）	令和3年7月	上記意見に対する考え方を建設委員会へ報告	令和3年8月～10月	印刷・製本	令和3年11月	促進計画の公表
年 月	内 容										
令和3年5月	促進計画（案）【概要版】を公表 パブリックコメントの募集（32日間）										
令和3年7月	上記意見に対する考え方を建設委員会へ報告										
令和3年8月～10月	印刷・製本										
令和3年11月	促進計画の公表										
問題点 今後の方針	パブリックコメントで寄せられた意見に対する、区の考え方をまとめた後、促進計画を公表する。										

## 足立区耐震改修促進計画 改定のポイント

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会経済状況の変化や計画の実施状況等への対応及び区の関連計画、国や都の動向との整合を図るために改定を行います。

### ポイント1

#### 《分類別の建築物の現状と目標》

分類別の建築物	現状と目標
① 住宅	令和2年現在の住宅の耐震化率は、91.4%と見込まれ、令和7年に95%、令和12年に耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標としました。
② 特定緊急輸送道路沿道建築物	令和2年現在の特定緊急輸送道路は、総合到達率98.1%、区間到達率728区間で95%未満となっており、令和7年に総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目標とします。東京都が目標指標を変更したことにより、今回の改定で整合を図りました。
③ ブロック塀等 (新規目標設定)	平成30年よりアドバイザー派遣制度、ブロック塀等カット工事助成制度を創設し、ブロック塀等の除却等を進めています。ブロック塀等の安全対策については、危険個所把握のため、令和7年度末までにアドバイザー派遣の件数550件を目標としました。



◆上記を踏まえ、  
 ①住宅の耐震化  
 ②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化  
 ③ブロック塀等の安全対策  
 を3つの柱とし、最優先課題として本計画に位置付けました。

### ポイント2

#### 《重点的施策の追加》

効果的に耐震化事業を推進するため、短・中期的に実施する重点的な施策及び、個別の活動指標を追加し、協働・協創により取り組みます。

### ポイント3

#### 《計画の進行管理》

新たに足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）を設置し、専門家による評価を加え、PDCA サイクルによる進行管理を行いながら、耐震化事業に取り組みます。

# 足立区耐震改修促進計画（案）

【令和3年度～令和7年度】

《概要版》

令和3年 月



足立区都市建設部建築安全課

## 第1章 計画の目的・位置付け等

### 1 本計画の目的

震災等による被害を減少させ、区民の生命と財産を保護するとともに、災害によいまちづくりを推進していくため、本計画の改定を行い、より効果的な施策を進めていくこととします。

### 2 計画の位置付け

この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」第6条第1項の規定および『東京都耐震改修促進計画（以下「都促進計画」という。）』における区市町村耐震改修促進計画策定方針に基づき策定するものであり、「足立区地域防災計画」及び「足立区防災まちづくり基本計画」と相互連携して策定するものです。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、社会経済状況の変化や計画の実施状況等への対応および区の関連計画、国や都の動向との整合を図るため、必要に応じて改定を行います。

### 4 計画の進行管理

各事業の進捗状況の確認や評価のため「足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）」を令和6年に設置するとともに、本計画を総合的に推進するためPDCAサイクルに則って進行管理を行います。また、令和7年度末の目標達成に向けて、区内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の実施状況を、最終年度に足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）に報告し、確認します。



## 5 対象区域および対象建築物

本計画の対象区域は足立区全域です。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より前の耐震基準により建築された建築物のうち、次に示すものとしします。

種 類		内 容
住宅		○戸建住宅、共同住宅（建築基準法に規定する共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの）
特定緊急輸送道路※ <sup>1</sup> 沿道建築物		○特定緊急輸送道路沿道の建物
ブロック塀等		○れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他の組積造並びにこれらに類する構造の塀
その他の建築物	特定建築物※ <sup>2</sup>	○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物※ <sup>3</sup> のうち、民間が所有する建築物（要緊急安全確認大規模建築物※ <sup>4</sup> など） ○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、区が所有する建築物
	公共住宅	○公営住宅（区営住宅、シルバーピア、コミュニティ住宅） ○その他の公営住宅（都市再生機構住宅、東京都住宅供給公社による住宅）
	区立建築物	○防災対策上特に重要な建築物（足立区災害対策条例第 15 条に定める重要建築物※ <sup>5</sup> など）
	一般緊急輸送道路※ <sup>6</sup> 沿道建築物	○一般緊急輸送道路沿道の建物

※1 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第 7 条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路

※2 耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物（住宅を除く）と用途・規模要件が同一であるすべての建築物

※3 多数の者が利用する一定規模（面積、階数）以上の学校、体育館、病院等の建築物

※4 耐震改修促進法附則第 3 条で指定されている病院や小学校、危険物の貯蔵場や処理場の用途に供する建築物

※5 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎等の施設や震災時に被災者の一時受入施設となる学校等の施設

※6 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第 2 条に基づき、特定緊急輸送道路を除いた、都促進計画より指定した道路

## 第2章 現状における耐震化の課題

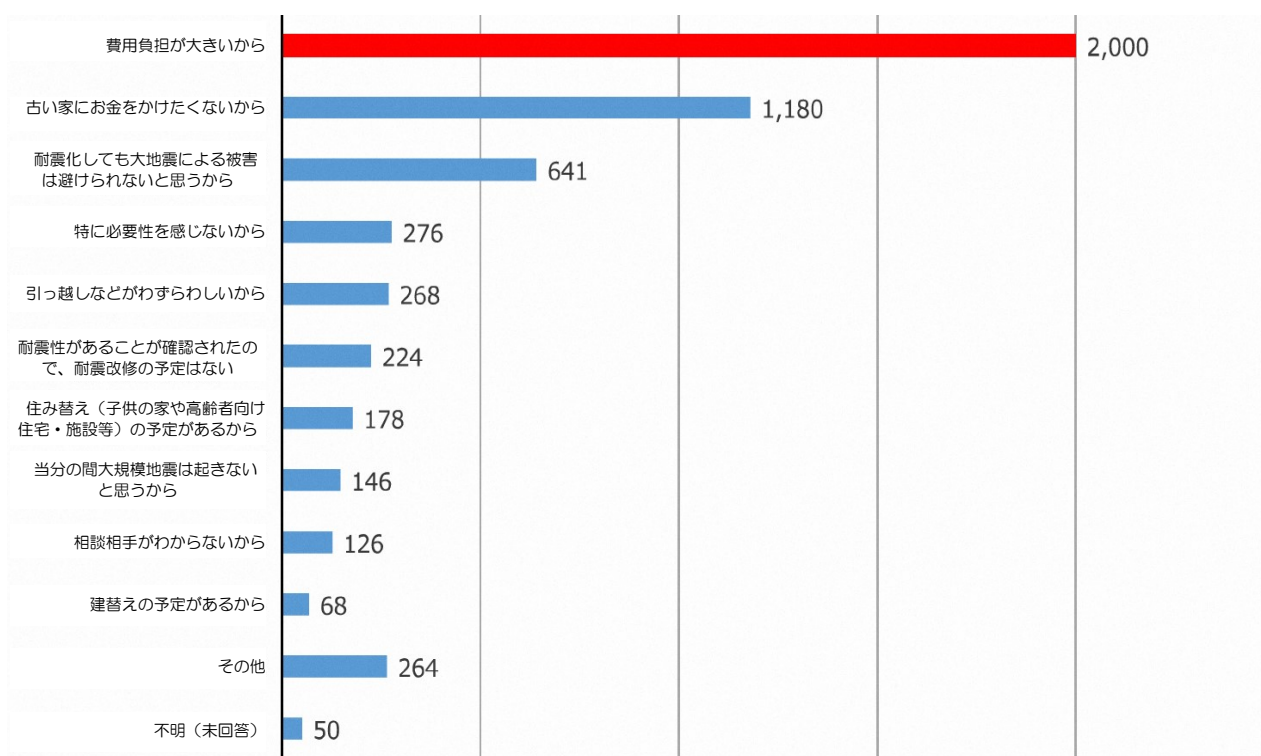
### 1 住宅の耐震化を阻む課題

#### ■ 住宅の耐震化を阻む多額の費用負担と複雑な権利関係を抱える困難事例の残存

現時点における調査結果では、現計画での想定より耐震化が進んでいない。また、助成を拡充した特定地域内建築物の改修、除却は進んでいるが、その他の地域における耐震化の実績は伸び悩んでいる。

住宅の耐震化が伸び悩む大きな要因として、多額の費用負担と複雑な権利関係を抱える困難事例の残存が考えられ、これらを解決していく必要がある。また、これまでの継続的な取り組みにより、住宅の耐震化に対する危機感や意欲のある方の多くが実施済みとなっているものと思われるため、耐震化が飛躍的に進む可能性は低いものと考えられる。

図9 住宅の耐震化に関するアンケート調査



出典：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」（令和元年10月～11月実施）

## 2 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻む課題

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻むマンション居住者の合意形成と工事中の営業継続の困難さ

緊急時の避難や物資輸送等の主要動線となる特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は令和2年6月時点で50.77%となっている。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けては、マンションにおける耐震改修工事実施に対する合意形成や店舗等を営業しながらの耐震改修工事の困難さ等が実施を阻む要因となっている。



緊急輸送道路沿道建築物と同規模の建築物における耐震改修事例

## 3 ブロック塀等の安全対策に向けた課題

- ブロック塀等の安全対策に向けたアドバイザー派遣制度のPR

アドバイザー派遣制度については、これまで広報やホームページ等で情報提供やPRを行ってきたが、目視調査の結果、要詳細調査や経過観察と判定されアドバイザー派遣制度等の案内を令和元年に投函した約3,900件のうち、アドバイザー派遣を実施できたのは約180件（令和元年度末現在）にとどまっている。

今後15年間で必要とされる対象全てに実施するとした場合、1年あたり250件の実施が必要であるが、これまでの状況をみると極めて厳しいと言わざるを得ない。



アドバイザー派遣制度を活用した詳細調査の様子



## 第3章 耐震化の現状と目標

### 【分類別の建築物の現状と目標】

分類別の建築物	現状と目標
①住宅	令和2年現在の耐震化率 91.4%と見込まれるため、令和7年に95%、令和12年に耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標とします。
②特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路では令和2年現在、総合到達率 98.1%、区間到達率が728区間で95%未満となっているため令和7年に総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消を目標とします。令和2年現在の耐震化率は 50.77%と見込まれます。
③ブロック塀等	平成30年よりアドバイザー派遣制度、ブロック塀等カット工事助成制度を創設し、ブロック塀等の除却等を進めています。ブロック塀等の安全対策については、危険個所把握のため、令和7年度末までにアドバイザー派遣の件数 550 件を目標とします。
④特定建築物	区内に存する特定建築物については、約 89.7%が耐震性を満たしているの見込まれるため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目標とします。要緊急安全確認大規模建築物は区内に3棟あり、1棟については耐震性が確認されているため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目標とします。
⑤公共住宅	区営住宅等は、東京都住宅供給公社（以下、JKK）ではすべての建物が耐震性を満たしています。都市再生機構住宅では約 94.9%が耐震性を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目標とします。
⑥区立建築物	約 99.2%が耐震性を満たしているの見込まれるため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目指します。
⑦一般緊急輸送道路沿道建築物	法的に耐震診断が義務付けられていないため、個々の進捗状況が把握できないことから、東京都と意見交換を行ないながら、耐震化施策の再構築をはかっていきます。



- ◆上記を踏まえ、「①住宅の耐震化」「②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」「③ブロック塀等の安全対策」の3つを、現状を踏まえた足立区の耐震化の最優先課題と位置付け、検討を進める。

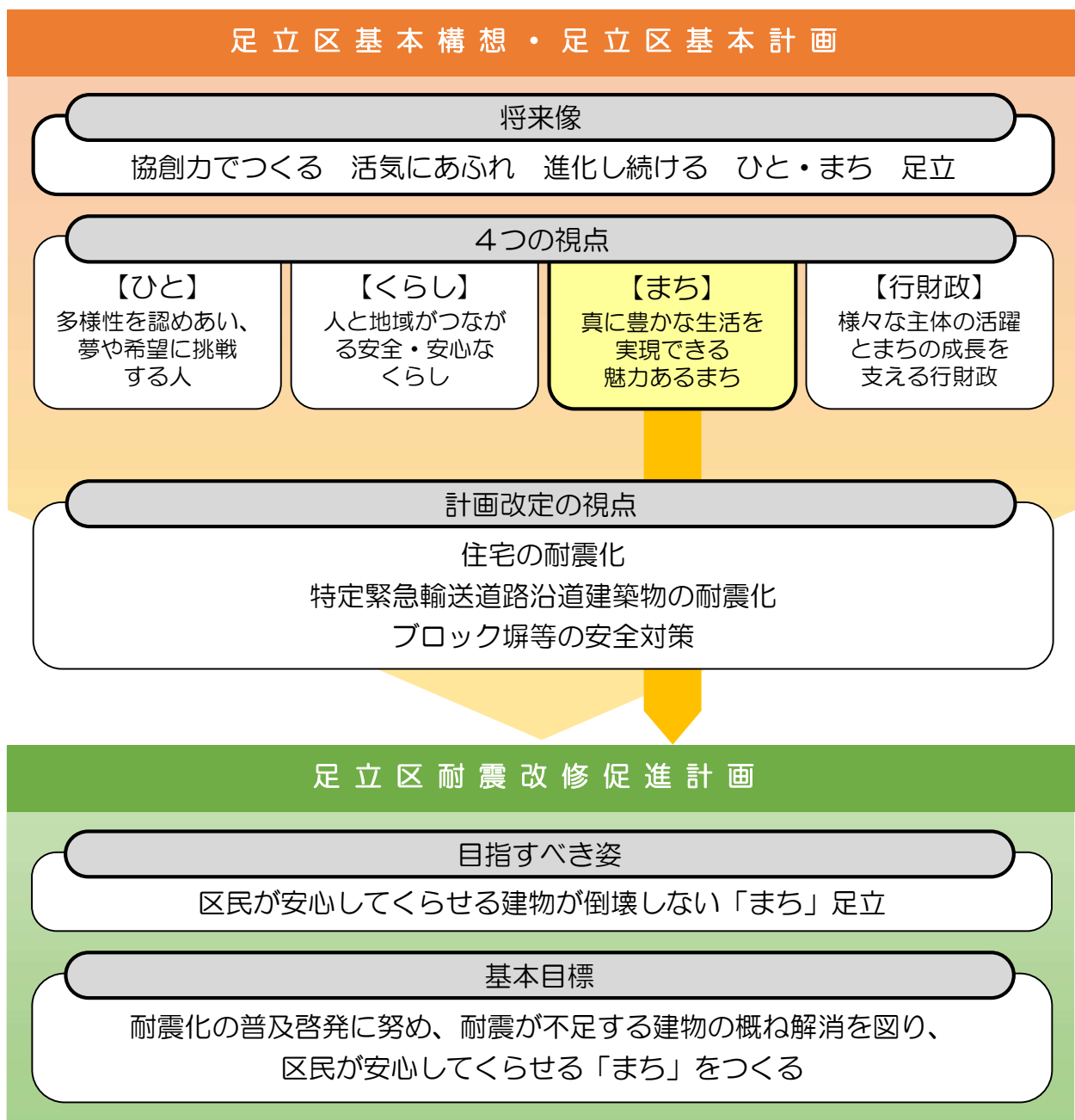
## 第4章 耐震化に向けた方針

### 1 目指すべき姿

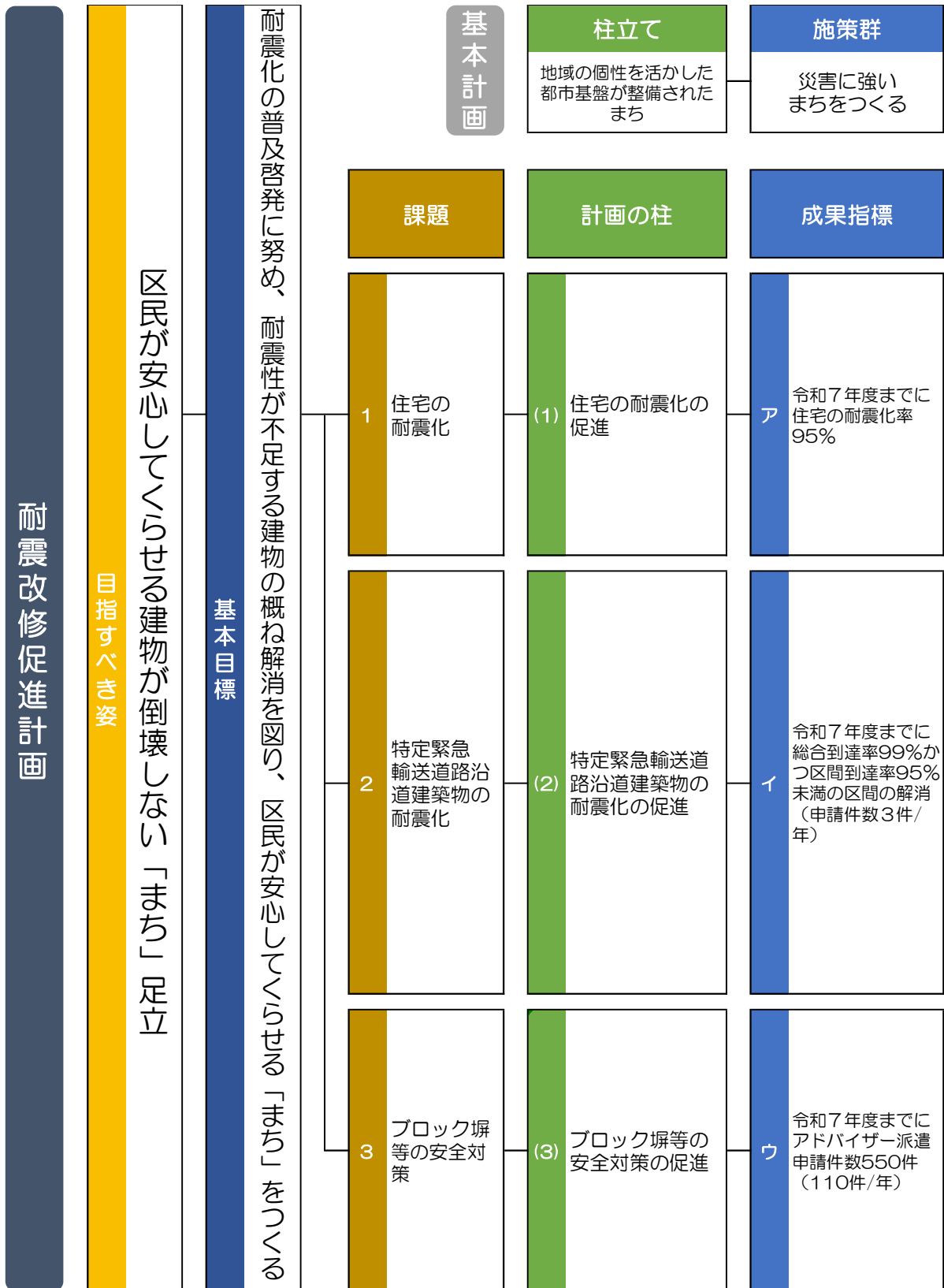
現状と課題を踏まえ、今回の改定により目指すべき姿を新たに『区民が安心してく  
らせる建物が倒壊しない「まち」足立』と定めます。

### 2 基本目標

目指すべき姿を踏まえ、基本目標を『耐震化の普及啓発に努め、耐震性が不足する  
建物の概ね解消を図り、区民が安心してくらせる「まち」をつくる』とします。



# 第5章 計画の体系



施策				
震災に強いまちづくりの推進				

施策内容				
活動指標				

(ア)	個別相談会の開催				
	【活動指標①】 個別相談会開催回数（参加人数）				
	R3	R4	R5	R6	R7
	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)

(イ)	耐震改修工事の支援策による耐震化の促進				
	【活動指標②】 耐震改修工事助成申請件数				
	R3	R4	R5	R6	R7
	305件/年	305件/年	305件/年	310件/年	310件/年

(ア)	耐震性の無い建物所有者への普及啓発				
	【活動指標①】 該当する建物所有者へのダイレクトメール発送件数				
	R3	R4	R5	R6	R7
	26件/年	23件/年	21件/年	18件/年	16件/年

(イ)	区間到達率95%未満の区間への重点的普及啓発				
	【活動指標②】 区間到達率95%未満の区間に所在する建物所有者へのダイレクトメール発送件数				
	R3	R4	R5	R6	R7
	6件/年	6件/年	5件/年	5件/年	4件/年

(ウ)	東京都のアドバイザー派遣制度の普及啓発				
	【活動指標③】 東京都の耐震化アドバイザー派遣制度の活用				
	R3	R4	R5	R6	R7
	随時	→	→	→	→

(ア)	アドバイザー派遣制度の普及啓発				
	【活動指標①】 要詳細調査と判定された全戸に民間事業機関と協働による戸別訪問				
	R3	R4	R5	R6	R7
	準備・検討	440件/年	440件/年	440件/年	440件/年

(イ)	ブロック塀関連制度の普及啓発				
	【活動指標②】 SNS発信、広報、イベント等でのPR活動				
	R3	R4	R5	R6	R7
	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年

足立区耐震改修促進計画  
《概要版》

---

令和3年 月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 都市建設部 建築安全課

足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線2684

印刷物登録番号

---

# 建設委員会報告資料

令和3年4月20日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について
所管部課名	建築室建築安全課
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）への対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 移転スケジュールについて</p> <p>（1）令和3年1月28日（木）に社長及び工場長と区で協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転には敷地規模が約2,000坪（6,600㎡）程度必要</li> <li>・ 新規に営業するには、協同組合の範囲や配送エリアなど条件が厳しいため都内で操業できる地域は限られる。</li> <li>・ 移転の可能性として廃業する事業者を見つけて購入する。</li> <li>・ 具体的な回答は得られていない。</li> </ul> <p>2 是正命令について</p> <p>（1）他の違反事例と比べて著しく危険な状態ではなく、また以前より状況が悪化しているとは認められない。</p> <p>（2）過去の経過から一定程度の権利が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和30年代から創業している。</li> <li>・ J I S規格工場の認可取得</li> <li>・ 東京都土地区画整理事業にて原位置換地を受けている。</li> </ul> <p>（3）事業者は将来的な移転意思もあり、現在は行政指導に従っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両走行時の低速運転</li> <li>・ 工場内材料投入時の騒音軽減措置</li> <li>・ 車両出入り時間を午前8時以降に制限</li> <li>・ 登下校時の交通誘導員の配置など</li> </ul> <p>以上のことから判断して、今の段階では命令は発令せず、行政指導を続けていく。ただし、安全上の問題発生や住環境がこれまで以上に悪化した場合は、命令発令を検討する。</p> <p>3 工場の責任について</p> <p>（1）建築基準法に則った確認申請を提出しておらず、用途違反であること、セメントサイロを設置し、工場認可を受けずに操業していることなど、法的に認められていないことを工場側は十分承知している。</p>

	<p>(2) これまでも工場側と継続的に協議を重ねており、責任の所在を機会あるたびに伝えている。</p> <p>4 原位置換地及び補償金について</p> <p>(1) 東京都第一市街地整備事務所より、区画整理組合では移転補償ではなく、原位置換地設計が基本となっている。</p> <p>(2) 権利者向けのお知らせ「花畑北部」(平成5年3月16日発行 No.5) にても周知されている。</p> <p>(3) 建替え補償金の金額について、区は承知していない。</p> <p>5 違反している項目について</p> <p>(1) 建築基準法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)</li> <li>・ 第48条(用途地域等)</li> </ul> <p>(2) 区画整理法</p> <p>第76条(建築行為等の制限)</p> <p>(3) 都市計画法</p> <p>第58条の2(地区計画区域内における建築等の届出等)</p> <p>(4) 東京都建築安全条例</p> <p>第10条の2(前面道路の幅員)</p> <p>(5) 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例</p> <p>第5条の2(届出)</p> <p>(6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第68条(規制基準の遵守等)</li> <li>・ 第81条(工場の設置の認可)</li> </ul>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>中長期的には工場移転を見据えた指導を関係課と共に継続していく。</p>

# 建設委員会報告資料

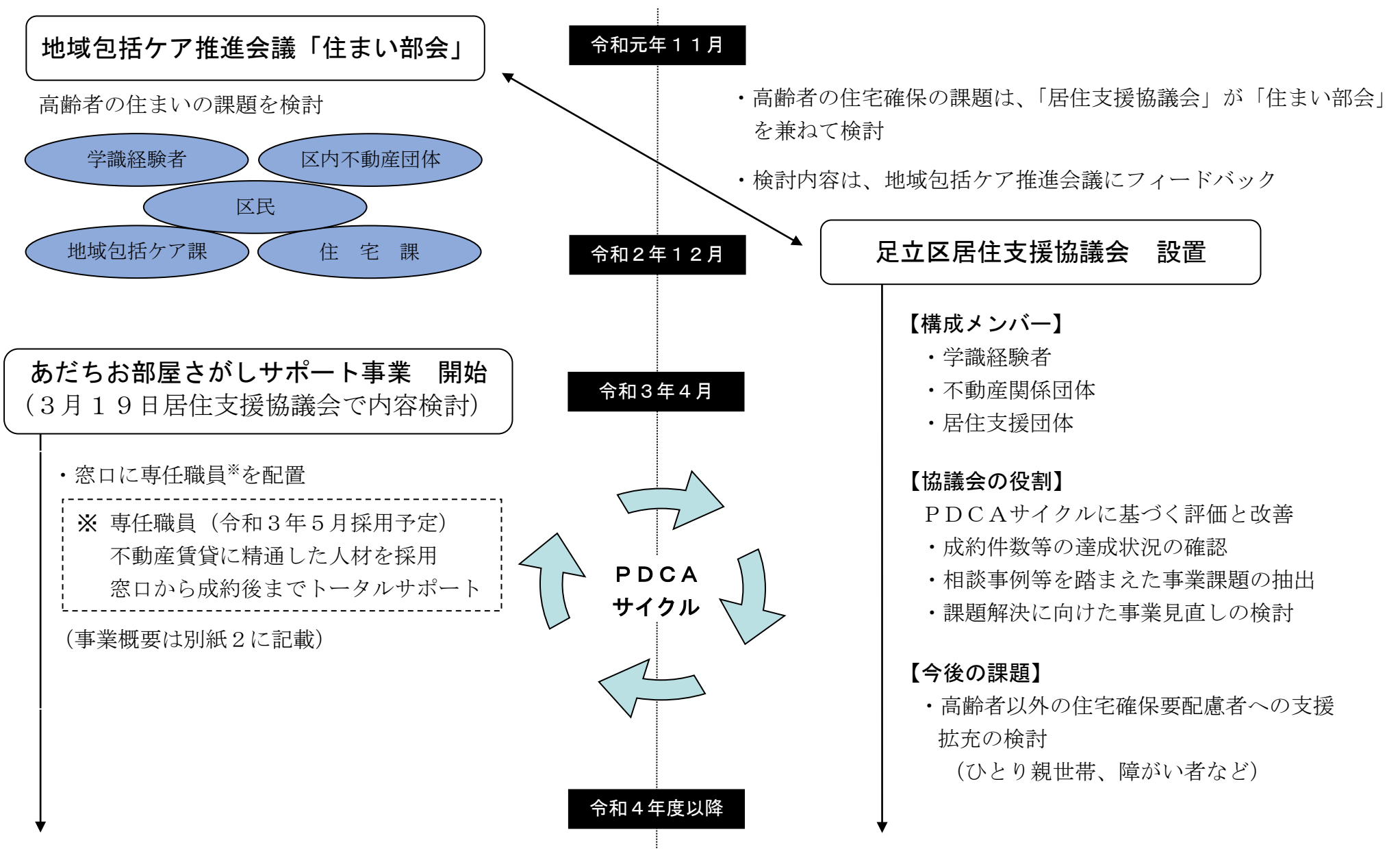
令和3年4月20日

件名	居住支援の取組み状況について
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室地域包括ケア推進課
内容	<p>第2回足立区居住支援協議会の開催結果及びあだちお部屋さがしサポート事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 第2回足立区居住支援協議会の開催結果について</p> <p>(1) 開催日時 令和3年3月19日(金) 午前10時～午前11時30分</p> <p>(2) 開催場所 足立区役所南館8階庁議室</p> <p>(3) 議事内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 足立区の居住支援の取組み(別紙1参照 P51～52)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 残置物の処理等に関するモデル契約条項(案) (別紙2参照 P53)</p> <p>(4) 主な意見</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 入居後の家主や入居者への継続支援は重要なポイントである。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 入居後に高齢者の負担がかからないような支援の検討が必要。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ サポート事業は相談しやすい窓口とし、地域包括支援センターや社会福祉協議会等を通じて区民へ周知していくことが大事。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 機器による見守りだけではなく、地域による見守りで二重三重の網を張って取り組んでいくべき。</p> <p>2 あだちお部屋さがしサポート事業(別紙3参照 P54)</p> <p>(1) 住宅相談窓口の拡充 令和3年5月から専任職員を配置</p> <p>(2) 個別お部屋紹介(予約制) 第2・第4月曜日に相談内容に応じたお部屋紹介を実施</p> <p>(3) 寄り添い支援 不動産会社や現地建物内覧等に区職員が同行</p> <p>(4) 単身高齢者の入居促進に向けた助成制度 家賃債務保証や少額短期保険費用の一部を助成</p> <p>(5) 入居後の継続支援 入居後の家主や入居者からの相談を受付</p>



	<p>3 不動産関係団体との連携</p> <p>(1) 不動産協会との協定締結（令和3年4月12日）  全日本不動産協会及び東京都宅地建物取引業協会と区の間で、下記内容において連携して居住支援に取り組む協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 居住支援サービス等を利用した住宅確保要配慮者の入居促進</li> <li>イ 協会のネットワークを通じた居住支援事業の普及促進</li> <li>ウ 定期的な情報交換及び情報提供</li> </ul> <p>(2) 家賃債務保証会社との協定締結（令和3年4月12日）  全保連(株)及び(株)宅建ブレインズ、(一財)高齢者住宅財団と区の間で、家賃債務保証等を利用した住宅確保要配慮者の入居促進について連携する協定を締結した。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 不動産協会と連携して、あだちお部屋さがしサポート事業を適正に運営し、民間賃貸住宅への成約促進を図っていく。</p> <p>2 事業の実施状況を踏まえ、居住支援協議会においてP D C Aサイクルに基づく事業の評価と改善を行っていく。</p>

# 足立区の居住支援の取組み（全体図）



# あだちお部屋さがしサポート事業（案）の概要

## 住宅に困っている単身高齢者等

### ① 住宅課窓口で相談受付

不動産賃貸等に精通した専任職員が対応

### ② 寄り添いお部屋紹介

A保証、B見守り、C保険加入を条件にお部屋紹介

### ③ 区による伴走支援

1人で話を進めるのは不安といった方をサポート

### ④ 入居促進に向けた費用助成

単身高齢者を対象に費用の一部助成を実施

### ⑤ 入居後の継続支援

入居して終わりではなく、入居後も相談受付

### ① 【 専任職員の業務内容 】

- ・住宅相談の受付
- ・寄り添いお部屋紹介の運営、コーディネート
- ・事業周知、協力不動産店の開拓

### ② 【 寄り添いお部屋紹介の概要 】

対 象：住宅確保要配慮者

開催日時：毎月第2・第4月曜日（区役所内）  
10時～12時

相談体制：不動産協会・住宅課専任職員  
福祉部相談員による個別相談

### ③ 【 伴走支援の内容 】

不動産会社や現地建物内覧等に住宅課専任職員  
が同行

### ④ 【 費用助成の内容 】

A保証・B見守り・C保険への加入費用が負担となる単身高齢者に助成を実施

対 象：65歳以上の単身者かつ年間所得0～2,568,000円、3年以上区内在住（シルバーピア申込基準と同等）

助成項目：A 家賃債務保証：家賃滞納が生じても家主へ家賃を補償（初回上限5万円のみ 翌年以降自己負担）

B 見守りサービス：孤独死等の早期発見に向けた機器による見守り

C 少額短期保険：原状回復や残置物の撤去費用等を補償（初回上限1万円のみ 翌年以降自己負担）

## 生前に死後事務などを委任することで建物所有者等のリスク軽減策を国が検討

### 国土交通省及び法務省による検討

国は賃借人死亡時の残置物について、建物所有者のリスクを軽減し、不安を払拭することを目的として、賃借人と受任者※1との間で、死後事務委任契約※2を締結する方法についての検討を開始。

現在、パブリックコメントを実施し、令和3年度当初からの施行に向けて検討の動きあり。

### ※1：受任者とは・・・

- ・推定相続人が望ましい
- ・推定相続人がいない、わからない場合
  - ➡ 居住支援法人や社会福祉法人、民生委員等第三者とすることが望ましい
  - ➡ 管理業者も受任者になり得るが、委任者である賃借人（若しくは相続人）の利益のために誠実な対応が必要
  - ➡ 賃借人の利益を害するおそれがあるため賃借人を受任者にすることは避けるべき

※2：死後事務委任契約の内容は、以下のとおりである。

- 1 賃借人の死亡に伴い、賃貸借契約を終了させる契約
- 2 賃貸借契約の終了後に残置物を物件から廃棄する契約

4つの支援で

# お部屋探し を応援。



対象

高齢者・障がい者・ひとり親世帯・低額所得者など、住まい探しにお困りで  
区内転居を希望している方

立ち退きや高額家賃などでお困りの場合は、  
お部屋探しから入居までを全力でサポートします。

step 1

## 住宅の 相談

「条件に合った住宅が見つからない」、  
「入居を断られた」など、住まい探しの  
ネックとなる悩みの相談にのります。

step 2

## お部屋の 紹介

要予約

※毎月第2・第4月曜日開催

区と不動産協会が連携して、希望する  
地域や家賃など、条件に合った住宅を  
ご紹介します。

step 4

## 費用の一部を 補助

条件有

区内転居する単身高齢者を対象に、  
家賃債務保証料や少額短期保険費用  
などの一部を助成します。

step 3

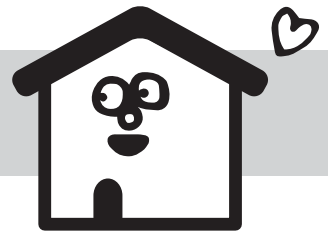
## 寄り添い 支援

「1人で話を進めるのが不安」「保証人  
がいない」などの問題も区職員がサ  
ポートします。

GOAL!

# 様々なサポートをへて 入居!!

※本サポートは、入居を保証するものではありません。



まずは、  
お問い合わせ  
ください。

足立区役所 住宅課 住宅計画係

足立区中央本町1-17-1中央館4階

TEL 03-3880-5963

FAX 03-3880-5615



ADACHI CITY

お部屋さがしサポート事業